

取得可能な学位（白鷗大学学位規程第2条抜粋）

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、法務博士、修士及び学士とする。

2 法務博士の学位は、本学大学院 法務研究科（法科大学院）学則第30条によるものとする。

3 修士の学位に付する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

修士（経営学）

修士（法学）

4 学士の学位は、本学学則第42条によるものとする。

修了要件（白鷗大学大学院 法務研究科(法科大学院)学則第28条抜粋）

（本大学院の修了要件）

第28条 本大学院の修了要件は、次の各号を満たすものとする。

(1) 本大学院に3年以上在学し、別表1-Aで定めるところに従って93単位以上を修得すること。ただし、法学既修者については、本大学院に2年以上在学し、別表1-Bで定めるところに従って63単位以上を修得すれば足りる。

(2) 最終年次に修得した必修科目については、GPAが1.5以上であること。